

市からの連絡帳

年金

国民年金保険料 納付免除・納付猶予の申請

令和3年度分(令和3年7月～令和4年6月)の保険料納付免除・納付猶予申請受付が7月1日(木)から始まります。

①年金手帳[※]

□納付免除

申請者(本人)・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得(令和2年中の所得)が一定の基準以下などの場合、申請により承認されると保険料の全額もしくは一部(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)の納付が免除されます。

※承認期間は、年金を受け取るのに必要な期間(年金受給資格期間)に含まれますが、老齢基礎年金の受給額には承認区分や一部納付の月数に応じて反映され、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢年金が少なくなります。

※一部免除の場合、表内の保険料を納めないで無効となりますので、お気をつけください。

□納付猶予

50歳未満の申請者(本人)・配偶者のそれぞれの前年所得が一定の基準以下などの場合、申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。

※承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には反映されません。

□承認された場合納付する保険料

承認区分	保険料(月額)	承認期間	老齢基礎年金額に反映される割合
全額免除	0円	8分の4	8分の4
一部免除	4分の3	4,150円	8分の5
	半額	8,310円	8分の6
	4分の1	1万2,460円	8分の7
納付猶予	0円	反映されません	

※原則、申請は毎年度必要です(前年度全額免除・納付猶予の継続承認者は不要)。

□特例認定区分について(失業[※])

申請者(本人)・配偶者・世帯主の失業などを理由として申請する場合、令

和3年度分申請では令和元年12月31日以降の退職日の記載がある、次の書類を添付のうえ申請してください(コピー可)。失業者の所得審査を省略できます。

- 雇用保険被保険者離職票
- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など

□追納制度

将来受け取る老齢基礎年金額を増やしたい場合、申請免除・納付猶予の承認を受けた期間について、10年以内であれば後から納めることができます。納めた場合は、保険料納付済期間として扱われます。なお、2年以上経過後に納める場合は、一定の加算がかかります。

①保険年金課(田無庁舎2階)、市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

②武蔵野年金事務所

☎0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課 ☎042-460-9825

福祉

介護保険負担限度額認定証の更新

令和2年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、7月31日(出)です。令和3年8月以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。令和2年度に認定を受けている方には市から申請書を送付しましたので、必要事項を記入のうえ、8月31日(火)までに手続きをしてください。令和3年8月から認定要件が一部変更されます。

内容は同封の案内をご覧ください。

▶高齢者支援課 ☎

☎042-420-2813

暮らし

西東京都市計画道路3・4・24号 田無駅南口線の都市計画変更案の公告および縦覧

市内在住者および利害関係者は、期間中(必着)に意見書を提出できます。

□縦覧期間 6月28日(月)～7月12日(月)

※(出)・(日)を除く

①場 都市計画課(保谷東分庁舎)

□意見書 住所・氏名、利害関係者は変更される区域との関係を明記し、下

記まで郵送・ファクス・メールまたは持参

▶都市計画課 ☎042-438-4050

☎042-439-3025

✉toshikei@city.nishitokyo.lg.jp

募集

地域公共交通会議市民委員

市内公共交通などの検討や、西東京市交通計画の進行管理をします。

□資格/人数 18歳以上で在住・在勤・在学の方/2人

□任期 令和3年8月1日から2年間

□会議数 年2～4回程度(平日開催)

□報酬 月額1万800円

□選考方法 作文「誰もが便利に移動するために、西東京市に必要なこととその理由」(800字以内)による選考

①6月30日(火)(必着)までに、作文に住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を明記し、〒202-8555市役所交通課へ郵送・メールまたは持参(保谷東分庁舎)

▶交通課 ☎042-439-4435

✉koutsuu@city.nishitokyo.lg.jp

選挙

6月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□登録者数 男性8万2,761人、女性8万8,910人、計17万1,671人

前回の定時登録者数と比較すると、男性65人増、女性66人増、計131人増加しています。

□今回の定時登録の要件

①日本国民

②平成15年6月2日以前に出生

③6月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、3月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、2月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

□在外選挙人名簿登録者数 男性91人、女性107人、計198人

□今回の在外選挙人名簿登録などの要件

①日本国民

②登録申請時に満18歳以上

③在外選挙人名簿に登録されていない

④国外に住所を有し、次のいずれかに該当する

●その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所

がある

- 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届及び在外選挙人名簿登録移転申請をしている
- ▶選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801

市政・その他

中央図書館・田無公民館 耐震補強等改修工事説明会

中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事の概要について説明会を開催します。

時 ●6月25日(金)午後7時～8時

●6月26日(土)午前9時30分～10時30分

●6月26日(土)午前11時～正午

場 イングビル

定 各回25人(申込順)

①6月15日(火)以降(月を除く)の午前10時～午後6時の間に電話で下記へ ▶中央図書館 ☎042-465-0823

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※メタウォーター(株) 人材開発部長 丹治道子 様(オイルパステル・クレヨン)

▶総務課 ☎042-460-9810

【傍聴】

マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。また、咳や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

■教育委員会

時 6月29日(火)午後2時

場 田無第二庁舎4階

内/定 行政報告[※]10人

▶教育企画課 ☎042-420-2822

審議会

■社会教育委員の会議

時 6月25日(金)午後2時

場 田無第二庁舎3階

内/定 地域学校協働活動[※]2人

▶社会教育課 ☎042-420-2831

■男女平等参画推進委員会

時 6月29日(火)午後6時15分

場 田無庁舎5階

内/定 西東京市第4次男女平等参画推進計画の評価[※]3人

▶協働コミュニティ課

☎042-439-0075

固定資産税の減額

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画法を除く)。

▶資産税課 ☎042-460-9830

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2)※住宅面積120㎡[※]

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書

の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡[※])

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を実施

②工事後3カ月以内に資産税課へ申告

③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額)

⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴

う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真[※])と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]

□減額要件 ①平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)